

年末年始のコナンポスト投函ハガキの扱いについて

郵便局が令和5年12月30日～令和6年1月3日までお休みになるため、コナンポストの年内回収は令和5年12月29日(金)12時を最終とさせていただきます。

ポスト投函は開館時間内であればいつでも大丈夫ですが、令和5年12月29日(金)12時以降に投函されたハガキは令和6年1月3日以降の配達になりますのでご承知ください。

なお、期限内の投函でも地域によっては配達が遅くなる場合がありますので合わせてご承知ください(通常のハガキ、封書、ゆうメールは1月1日2日の配達はありません)

注意:年賀状(官製ハガキ)には消印は押されません。

*あらかじめ「年賀」と書いてあるハガキも、12月15日～12月28日に投函されると年賀状扱いになり消印は押されません。

ご友人やご家族の方にコナン消印で送りたい場合は、私製ハガキに切手を貼り、12月29日(金)12時まで投函してください。

*令和1月8日以降は、通常の配達にもどります。

***官製ハガキとは、すでに切手が印刷してあるハガキです。**

私製ハガキは、切手が印刷されていないハガキで、切手を貼って投函するハガキです。

官製ハガキ



私製ハガキ(ポストカード含む)



コンビニ等(郵便局以外)で購入されたハガキでも、切手が印刷してあれば官製ハガキになります。



切手は貼る私製ハガキでも年賀と朱書きすると年賀状扱いになります。